

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第7号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																																							
<p>(支給額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3の給料の特別調整額欄に定める額（<u>条例第29条第2項第2号に規定する短時間勤務職員</u>にあつてはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する<u>条例（平成6年岩手県条例第57号）第2条第2項</u>の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">組 織</th> <th colspan="6">区 分</th> </tr> <tr> <th>1 種</th> <th>2 種</th> <th>3 種</th> <th>4 種</th> <th>5 種</th> <th>6 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事 の 事 務 部 局</td> <td colspan="3">[略]</td> <td>[略] 政策監 I L C 推進監 調整監 [略]</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>広 域 振 興 局 以 外 の 出</td> <td></td> <td>東京事 務所長</td> <td>[略]</td> <td>[略] 食肉衛 生検査 所長</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		組 織	区 分						1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種	知 事 の 事 務 部 局	[略]			[略] 政策監 I L C 推進監 調整監 [略]	[略]		広 域 振 興 局 以 外 の 出		東京事 務所長	[略]	[略] 食肉衛 生検査 所長	[略]		<p>(支給額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3の給料の特別調整額欄に定める額（<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>にあつてはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する<u>条例第2条第3項</u>の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">組 織</th> <th colspan="6">区 分</th> </tr> <tr> <th>1 種</th> <th>2 種</th> <th>3 種</th> <th>4 種</th> <th>5 種</th> <th>6 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事 の 事 務 部 局</td> <td colspan="3">[略]</td> <td>[略] 政策監 調整監 [略]</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>広 域 振 興 局 以 外 の 出</td> <td></td> <td>東京事 務所長 先端科 学技術 研究セ ンター 所長 環境保 健研究</td> <td>[略]</td> <td>[略] 食肉衛 生検査 所長 環境保 健研究 センタ ー副所 長</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		組 織	区 分						1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種	知 事 の 事 務 部 局	[略]			[略] 政策監 調整監 [略]	[略]		広 域 振 興 局 以 外 の 出		東京事 務所長 先端科 学技術 研究セ ンター 所長 環境保 健研究	[略]	[略] 食肉衛 生検査 所長 環境保 健研究 センタ ー副所 長	[略]	
組 織	区 分																																																								
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種																																																			
知 事 の 事 務 部 局	[略]			[略] 政策監 I L C 推進監 調整監 [略]	[略]																																																				
広 域 振 興 局 以 外 の 出		東京事 務所長	[略]	[略] 食肉衛 生検査 所長	[略]																																																				
組 織	区 分																																																								
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種																																																			
知 事 の 事 務 部 局	[略]			[略] 政策監 調整監 [略]	[略]																																																				
広 域 振 興 局 以 外 の 出		東京事 務所長 先端科 学技術 研究セ ンター 所長 環境保 健研究	[略]	[略] 食肉衛 生検査 所長 環境保 健研究 センタ ー副所 長	[略]																																																				

先 機 関	保健所 長（県 央に限 る。） [略] 福祉総 合相談 センタ ー所長 環境保 健研究 センタ ー所長 先端科 学技術 研究セ ンター 所長 産業技 術短期 大学校 副校長 [略]	県民生 活セン ター所 長 [略] 児童相 談所長 環境保 健研究 センタ ー副所 長 精神保 健福祉 センタ ー所長 [略] 福岡事 務所長 先端科 学技術 研究セ ンター 副所長 産業技 術短期 大学校 事務局 長 [略]	議 会 の 事 務 局	[略]	課長 管理主 幹	[略]	先 機 関	<u>センタ ー所長</u> 保健所 長（県 央に限 る。） [略] 福祉総 合相談 センタ ー所長  産業技 術短期 大学校 副校長 [略]	県民生 活セン ター所 長 [略] 児童相 談所長  精神保 健福祉 センタ ー所長 [略] 福岡事 務所長  産業技 術短期 大学校 事務局 長 [略]	議 会 の 事 務 局	[略]	課長	[略]
[略]						[略]							

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。